

日本の主な山岳標高について(調査概要)

1. 調査の背景

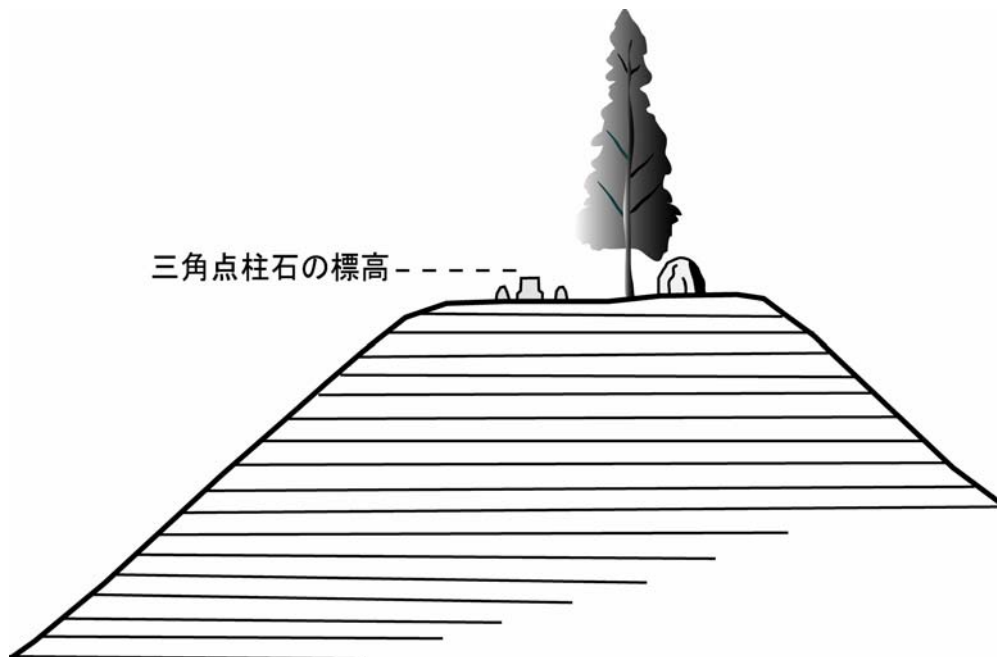
従来、山の高さは、国土地理院が刊行している地形図に表記された山頂付近の三角点の値や標高点の値、または山頂の直下の等高線の値によっていました。

しかし、これらは必ずしも山の最高地点の値とは言えず、三角点の値は、三角点の置かれた位置の値であり、標高点もその山の山頂の値とは限りません。また、山頂直下の等高線の値は、一般的に山頂の標高よりは低い値となります。こうした値が山の高さとして認識されていたことや、著名な山にかかわらず標高値の存在しない山、最高地点が標高値の表示されている山以外の峰に存在する山があるなどの現状を踏まえ、全国整備が完了していた2万5千分1地形図により改めて山の最高地点の標高を調査しました。

調査結果は可能な限り地形図に表示するとともに、関連事項を取りまとめた資料を作成し公開しました。

2. 調査概要

1) 山頂の概念



2) 調査方法

調査は、2万5千分の1地形図を基に以下の方法で調査を行いました。

- ① 2万5千分の1地形図で三角点、標高点がその山の最高地点と判読できる場合は、地形図上の三角点、標高点の値を採用しました。
- ② それ以外の場合(山頂標高がない場合や近くに最高地点を有する峰がある場合等)には、写真測量により山の最高地点の位置と高さを求めました。ただし、写真測量で高さが求められない場合に、現地調査を行った箇所があります。

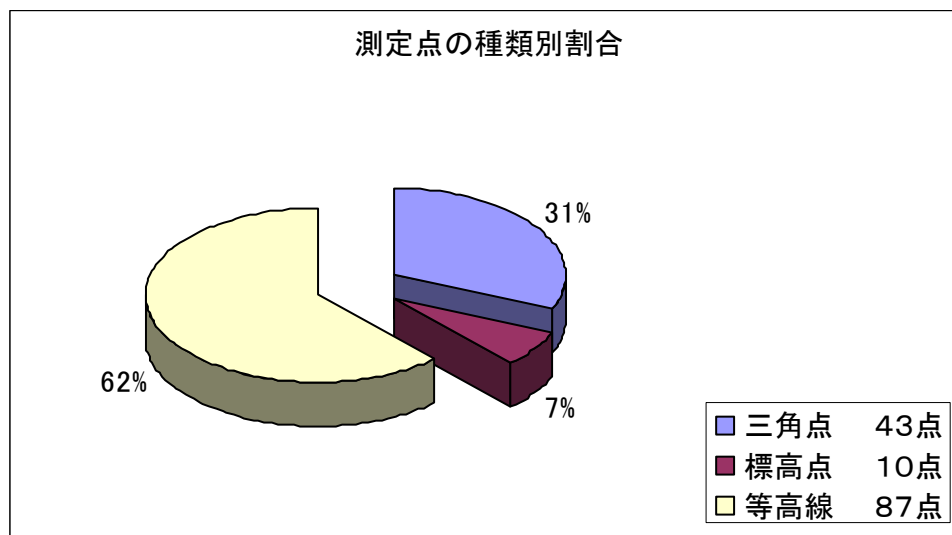
< 解説 >

上記の調査のうち、改めて写真測量等を行い、山頂を測定した山は 1003 山のうち、約 150 山です。その他の山は 2 万 5 千分 1 地形図に表示されていた三角点、標高点の値を山の高さとして採用しました。このうち、約 700 山は三角点標高値が山の高さとして採用されました。

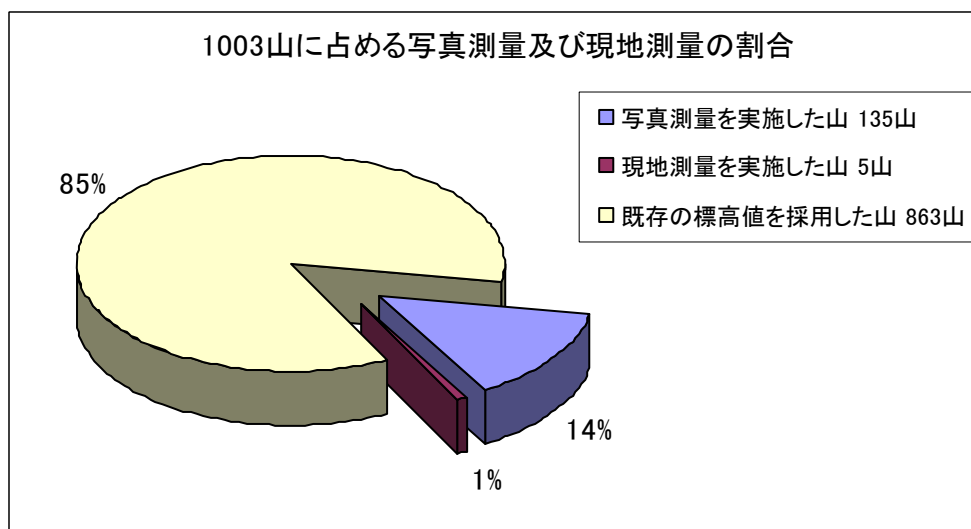
このため、三角点の近傍に三角点より少し高い岩があったとしても、2 万 5 千分の 1 地形図で表示されていない場合には、三角点の値を使用して山の高さとしています。

また、写真測量を実施した場合でも、空中写真からこうした小さい岩が判別できない可能性や山頂が樹木で覆われている場合は、測定値が低下することがあります。

このため、山の高さには、一般的に数メートル程度の幅の不確定さを伴っていることをご理解のうえ、ご利用ください。



* 測定点の総数は調査時の数による。



* 写真測量及び現地測量を実施した山の数は調査時の数による。

3) 高さの基準及び標高値の表示

高さの基準は、測量法及び同法施行令に定めるとおり、東京湾の平均海面を基準としています。ただし、離島にあつては、その離島周辺の平均海面を基準としている場合もあります。

標高値の表示はメートル位までとし、2万5千分の1地形図にメートル位以下の数値が表示されている三角点の標高値を使用する場合は、メートル位以下第一位を四捨五入しています。

3. 山の高さの更新

1003 山の高さは 2 万 5 千分 1 地形図の更新に合わせて改訂します。

山の高さが変わる条件には、以下のような例が考えられます。

- ① 地震、噴火、その他の自然災害及び人工的に地形が著しく変化した場合。
- ② 最高地点が三角点、標高点の表示されている山頂とは異なる峰に存在することが明らかになった場合
- ③ 地形図の等高線と三角点、標高点の位置、高さが明らかに異なる(誤表記)場合。
- ④ 改測等により三角点標高値が改正された場合
- ⑤ その他、山の高さに疑問があり、国土地理院が計測の必要性があると判断した場合。

4. 山岳標高データ表の説明

< >: 山頂名を示す。一山一峰の単純な山は山名をそのまま記載したが、複数の峰(山頂)を持つ複雑な山で最高峰が山名とは異なる名称があるもの。

なお、最高峰で無い場合でも本表に掲載することが妥当と判断された著名な峰については同様に表示しています。

(): 山名の別称(2万5千分1地形図上で表示されているもの)

[]: 2万5千分1地形図上では山名が表示されていなかったが、検討の結果本表に掲載することにしたもの。

測定点: この調査において新たに計測を行った点で、山の高さの表示を兼ねた三角点、標高点と区別したもの。